医療法人愛仁会の採用活動等に関する規則

1　医療法人愛仁会の求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する規定第 4 条に規定する求職活動等に関する規則を定める。

（求職者等との面談時間・場所・実施体制）
2　求職者等との面談時間は原則として面談を行う従業員の勤務時間内で 9 時 00 分から 17 時 00 分までの間とする。 ただし、関連部署所属長が認める場合には面談時間の変更は可能とする。面談場所は原則として太田総合病院会議室、洗心棟 2 階会議室、コミュニティホール、関連部署室内もしくはオンラインとする。 また、面談する際は求職者等を含めて原則 3 名以上で実施する。やむを得ず職員が 1 対 1 で面談する場合は、オープンスペース等の第三者から視認できる環境で実施しなければならない。 また、指定施設以外を面談場所とする場合は、あらかじめ場所を指定し、求職者等を含めて必ず 3 名以上で実施しなければならない。

（求職者等との採用面接時間・場所・実施体制）
3 求職者等との採用面接時間は原則として面接を行う従業員の勤務時間内で 9 時 00 分から 17 時 00 分までの間とする。 ただし、人事担当者もしくは関連部署所属長が認める場合には面接時間の変更は可能とする。面接場所は原則として太田総合病院会議室、洗心棟 2 階会議室、コミュニティホール、関連部署室内もしくはオンラインとする。 また、面接する際は求職者等、人事担当者、関連部署所属長を含めて 3 名以上で実施する。

（求職者等への連絡手段）
4 原則として病院から付与されたメール・病院内の電話・FAX・Web 会議システムにより求職者等に連絡しなければならない。また、従業員は私的な立場で求職者等に個別にメール、 電話、FAX、SNS 及び Web 会議システム等を使用して連絡してはならない。 従業員は、求職者等と面談する場合は、事前に所属長に求職者等の氏名、時間、場所、連絡手段を報告しなければならない。ただし、不特定多数を対象とした就職説明会等、求職者等と事前に連絡調整を行わない場合は、氏名及び連絡手段の報告は不要とする。

この規則は令和 8 年 10 月 1 日から施行する。